

# 市民公益活動団体 登録の手引

- 将来的には市と協働事業に取り組みたい
- 柏市民交流センター（パレット柏）も利用したい
- 市民公益活動団体として登録を希望する

## 市民公益活動団体登録

内容：柏市民公益活動促進条例に基づき、市と協働の相手方として登録するもの。

登録時期：随時

※登録内容を柏市民交流センター（パレット柏）の指定管理者と共有します。

【柏市民公益活動促進条例に基づくもの】

### 要件の確認

次の表にある事項をすべて満たす団体のみが登録できます。

下記要件を参照の上、登録できるか確認してください。

要件	
①	市民公益活動団体であること 下記※部分参照
②	主たる事務所が柏市内にあること
③	構成員が5人以上いること
④	暴力団でないこと
⑤	役員が成年被後見人又は被保佐人でないこと
⑥	役員が破産者で復権を得ない者でないこと
⑦	役員が禁固以上の刑に処せられ、執行後2年を経過しない者でないこと
⑧	役員が凶悪な犯罪を犯して罰金の刑に処せられ、執行後2年を経過しない者でないこと
⑨	役員が暴力団の構成員ではないこと
⑩	登録を取り消された団体の当時の役員で、取り消された日から2年を経過しない者でないこと

※申請の際は、別紙「団体登録提出時チェックシート」の提出をお願いします。

### ※市民公益活動団体とは

柏市では市民公益活動促進条例において、不特定多数のものの利益の増進に寄与している団体を「市民公益活動団体」と定義しています。ただし、営利、宗教、政治活動や特定の公職の候補者等を支持することを目的とした活動、会員相互の共益、親睦のみの活動は除外されます。また、以下の団体は除きます。

財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、医療法人、地縁団体（町会、自治会等）、生活協同組合、労働組合、同窓会、趣味のサークルなど

（※社団法人については「非営利型」に限り、市民公益活動団体に含まれるものとします。）

### 申出書及び添付書類の作成，提出

市民公益活動団体登録申出書に必要事項を記載し，以下の書類を添付して，市民活動サポートコーナー窓口※柏市民交流センター（パレット柏）内に御提出ください。

添付書類	
①	定款，規約，会則等（団体の目的，名称，主たる事務所等が必ず記載してあるもの）
②	構成員の名簿（氏名及び住所が記載してあるもので，登録事項「会員数」と同じ人数分のもので，5人以上であれば役員名簿でも可） ※添付書類の個人情報については，柏市個人情報保護条例に基づき取り扱うものであり，当該団体登録の目的以外には使用いたしません。

「柏市民公益活動情報サイト かしわん、ぽっ？」を合わせて登録していただきますと，サイト上で団体情報を随時更新できたり，イベント情報やボランティア募集情報を掲載することができ，簡易的な団体のホームページとしてご利用いただけます。

### 登録決定通知及び登録事項の公表

申出をいただきましたら，市で内容を確認し，その適否について，郵送にてお知らせします（概ね申出の日から2週間程度かかります）。

また，登録事項については，「柏市民公益活動情報サイト かしわん、ぽっ？」等により一般に公表します。

なお，市民公益活動団体登録により登録決定した団体については，市の「市民公益活動団体登録台帳」に登載し，今後，特定契約の相手方の候補とさせていただきます。

**登録申請時に柏市民交流センター（パレット柏）のご利用を希望された団体は，お手数ですが，登録決定通知を受領後，別途，団体代表者の身分証明書（代理の場合は，左記写し及び代理人の身分を確認できるもの）を該当施設総合受付にご持参いただき，「柏市民交流センター団体等登録決定通知書」をお受け取りください。**

### 登録事項の変更・団体の解散・登録の取り消し

以下の事由があった場合は速やかに各届出書を提出してください。

- 登録事項に変更があった場合は→登録事項変更届出書
- 団体を解散した場合は→解散届出書

また，各登録団体において各要件を満たさなくなった場合は，市は該当登録を取り消すものとします。

### その他注意事項

- この登録は，市の公証を与えるものではありません。
- この登録は，市が発注する業務の受注をお約束するものではありません。

### 書類の提出及び問合せ先

市民活動サポートコーナー（柏市民交流センター（パレット柏））内

TEL 04-7163-1143 メール [shiminkatsudo-c.city.kashiwa.chiba.jp](mailto:shiminkatsudo-c.city.kashiwa.chiba.jp)